

インドで初めて確認された変異株 B.1.617 指定国・地域について
(要旨)

令和3年5月18日

1. インド、パキスタン及びネパールと合わせて以下の10か国を「変異株 B.1.617 指定国・地域」に指定し、これらの国に対して、追加的に、水際強化措置を取ることとします。

- (1) バングラデシュ
- (2) モルディブ
- (3) スリランカ
- (4) ギリシャ
- (5) ヨルダン
- (6) アイルランド
- (7) オランダ
- (8) フランス
- (9) フィンランド
- (10) ポーランド

2. バングラデシュ、モルディブ、スリランカの3か国からのすべての入国者及び帰国者については、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で6日間待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を受けていただくことになります。

3. バングラデシュ、モルディブの2か国からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することになります。（注1）

4. ギリシャ、ヨルダンの2か国からのすべての入国者及び帰国者について、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくことになります。（注2）

詳細は、別添の「水際対策強化に係る新たな措置（13）」をご参照ください。

（注1）上記3. の在留資格保持者の再入国拒否については、入国拒否対象国・地域について行う。

（注2）アイルランド、オランダ、フランス、フィンランド、ポーランドの5か国は変異株流行国・地域として、すでに上記4. と同様の水際強化措置の対象。

水際対策強化に係る新たな措置（１３）
（インドで初めて確認された変異株 B.1.617 への対応）

令和３年５月１８日

- １．インドで初めて確認された変異株 B.1.617 指定国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対し、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後３日目に改めて検査を行い、陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅等待機を求めることとする。
- ２．上記 1 に基づく変異株 B.1.617 指定国・地域のうち、現地の感染状況、我が国の空港検疫での検査結果等を総合的に判断の上、当該変異株が流入するリスクがより高いと懸念される国・地域からのすべての入国者及び帰国者に対しては、当分の間、検疫所長の指定する場所（検疫所が確保する宿泊施設に限る）での待機を求める。その上で、入国後３日目及び６日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された者については、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後 14 日間の自宅等待機を求めることとする。
このうち、特に高い懸念があると判断された国・地域からの在留資格保持者の再入国は、当分の間、特段の事情がない限り、拒否することとする。
- ３．検疫の適切な実施を確保するため、変異株 B.1.617 指定国・地域から本邦に到着する航空便の搭乗者数を抑制し、帰国を希望する邦人が帰国できることを確保しつつ、入国者数を管理する。
- ４．日本への再入国又は帰国を前提とした、変異株 B.1.617 指定国・地域への短期渡航について、当分の間、中止するよう強く要請する。

（注１）上記 1 及び 2 に基づく措置の実施後も、「水際対策強化に係る新たな措置（８）」（令和３年２月２日）による変異株流行国・地域への措置は継続する。変異株流行国・地域及び変異株（B.1.617）指定国・地域の双方に指定された国・地域からの入国者及び帰国者に対しては、双方の措置のうち、より厳しい措置のみを実施する。また、双方の措置が同じ場合は、一方の措置を実施する。

（注２）上記 2 に基づく措置の実施に伴い、「水際対策強化に係る新たな措置（１１）」（令和３年５月７日）は令和３年５月 21 日午前 0 時に、「水際対策強化に係る新たな措置（１２）」（令和３年５月 12 日）は令和３年５月 20 日午前 0 時に、それぞれ廃止する。

（注３）変異株（B.1.617）指定国・地域に該当する国・地域は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、別添の書式で指定し公表する。

（注４）上記 1 及び 2 に基づく措置は、本邦への帰国日又は上陸申請日前 14 日以内に変異株（B.1.617）指定国・地域における滞在歴のある者を対象とする。

（注５）上記 1 及び 2 の前段に基づく措置は、令和３年５月 21 日午前 0 時（日本時間）から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の３日後の日の午前 0 時から実施する。また、上記 2 の後段

に基づく措置は、令和3年5月20日午前0時（日本時間）から行うものとし、今後指定された国・地域については、指定日の2日後の日の午前0時から実施する。なお、上記2後段の在留資格保持者の再入国拒否については、入国拒否対象国・地域について行うことに留意する。

（注6）上記2の後段に基づく措置について、今回の指定以降、指定日の翌日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、又は「定住者」の在留資格を有する者が、当該措置対象国・地域から再入国する場合は、原則として、特段の事情があるものとし、また、指定日の2日後以降に出国した者については、この限りではない（インド、パキスタン及びネパールから再入国する場合は、令和3年5月13日までに再入国許可をもって出国した「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者については、原則として、特段の事情があるものとする）。なお、「特別永住者」については、この再入国拒否対象とはならない。

（注7）上記2の後段に基づく措置は、指定日の2日後の午前0時（日本時間）前に当該措置対象国・地域（インド、パキスタン及びネパールを除く。）を出発し、同時刻以降に本邦に到着した者は対象としない。

（以上）

令和3年5月18日

変異株 B.1.617 指定国・地域に該当する国・地域について

厚生労働省
健康局
結核感染症課
健康課
医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全企画課
検疫所業務管理室

外務省領事局政策課

「水際対策強化に係る新たな措置（１３）」（令和３年５月１８日）（以下「措置（１３）」という。）に基づき、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表するとされている国・地域は以下のとおりです。

１．措置（１３）の１に基づく措置の対象国・地域（下記２及び３の国・地域を除く）

国・地域	指定日	１に基づく措置の 実施開始日時（日本時間）
アイルランド、オランダ、 ギリシャ、フィンランド、 フランス、ポーランド、ヨ ルダン	令和３年５月１８日	令和３年５月２１日午前０時

２．措置（１３）の１及び２前段に基づく措置の対象国・地域（下記３の国・地域を除く）

国・地域	指定日	１及び２前段に基づく措置の 実施開始日時（日本時間）
スリランカ	令和３年５月１８日	令和３年５月２１日午前０時

３．措置（１３）の１及び２に基づく措置の対象国・地域

国・地域	指定日	１及び２前段に基づく措 置の 実施開始日時（日本時 間）	２後段に基づく措置の 実施開始日時（日本時間）
インド、パキスタ ン、ネパール、モル	令和３年５月 １８日	令和３年５月２１日午前 ０時	令和３年５月２０日午前０ 時

ディブ、バングラ デシュ			
-----------------	--	--	--

(以上)